

平成22年4月から



# 子ども医療費助成制度が 義務教育修了前(中学校3年生)まで 拡大されます



現在、資格をお持ちの方は手続きはありません。3月末に新しい受給者証を郵送しますので、現在お持ちの受給者証と差し替えをお願いします(古いものは処分してください。受給者証の色は変わりませんので、お間違えのないようにお願いします)。

現在、中1～中2のお子さんについては**申請が必要です**。1月中旬に保護者の方へ申請案内を送付していますので、必要書類をご持参のうえ、役場子ども課で申請手続きを行ってください。

	現在資格をお持ちの方 (H 9. 4. 2 以降生まれ)	現・中学校1年生、2年生 (H 7. 4. 2 ~H 9. 4. 1 生まれ)
手続き等	<p><b>手続きはありません。</b></p> <p>3月下旬に新たな受給者証を郵送しますので、これまでの受給者証は破棄してください(色は変わりません。有効期限内は使用できます)。</p> <p>※有効期限の過ぎた受給者証は、使用できませんのでご注意ください。</p> <p>◎届出事項に変更があった場合は、変更届が必要です。</p>	<p><b>☆申請による手続きが必要です。</b></p> <p><b>申請に必要なもの</b></p> <p>申請書、印鑑(スタンプ式不可)、対象者の健康保険証、受給資格者の通帳またはキャッシュカードなど。</p> <p>※2月中旬に申請手続きをされた方には、3月下旬に受給者証を郵送します(受け付けは随時行います)。</p>

(本年4月から)  
有効期限が延長  
されます。

**重要**

※太枠部分の有効期限  
をご確認ください。

子ども医療費受給者証

公 民 保 険 番 号 8 0 4 3 0 9 8 6

受 給 者 番 号

受 給 者 氏 名

住 所

フリガナ

子 ども 氏 名

生 年 月 日

注 記

受 給 期 間 日

受 給 満 了 日

(注)県内の保険医療機関での外来診療のみ利用できます。

熊本県上益城郡益城町役場

登録されている保険証内容

被 保 険 者 名

保 険 者 名

記 号 番 号

医療機関の窓口にてご提示ください。加入している健康保険証  
または国民健康保険証、国民健康保険証、子ども医療費助成  
制度がご利用いただけますので、届出時後継において保険安  
業の手続きを行ってください。

**【県内保険医療機関・保険薬局へのお問い合わせ】**  
益城町においては、医療費の給付・事業及び支払いに  
関する事務は、熊本県国民健康保険団体連合会又は熊本  
県社会保険診療報酬支払基金に委託しています。  
よって、診療報酬明細書(レセプト)送付及び受給者  
番号を付して子ども医療費の請求をしてください。  
\*対象年度は県・市議の年度まで(届出年度前年)です。  
届出の年度は必ずご確認ください。  
\*届出は随時受け付けます。一部医療費は全額助成します。  
\*他の公費に該当する場合は優先となります。残りの自己  
負担分を子ども医療(30公費)で減額してください。  
入院・療外医療機関・その他(整容・装具等)の医療費以外の  
手続きについてはお問い合わせください。

◎お持ちの保険証と同じ  
内容になっていま  
すか?  
保険内容が変わって  
いる場合は、**変更届**  
をお願いします。  
(印鑑、保険証、受給者  
証をご持参ください)

子ども医療費助成制度とは、保険診療に係る医療費の一部負担金を助成する制度です。  
益城町では、一部負担金の全額を助成しています。助成方法は、現物給付と償還払いの2種類があります。

<b>現物給付</b>	<p>医療機関窓口で助成が受けられますので、一部負担金の支払いが不要です。</p> <p>県内の保険医療機関の外来受診(医科・歯科・調剤)が対象です。</p> <p>※受診の際は、健康保険証と子ども医療費受給者証を毎回提示してください。</p>
<b>償還払い</b>	<p>医療機関へ一部負担金を支払い、役場子ども課へ医療費の請求を行います。</p> <p>入院および県外医療機関、その他一部負担金を支払う場合は償還払いとなります。</p> <p>※保険給付金(高額療養費、附加給付金)がある場合は、保険給付を受けた後、最終的に残った医療費負担分を助成します。</p>

問い合わせ先 子ども課子育て支援係 ☎ 286-3111 内線262

